

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 応援要請先 (1) 府、(2) 近隣・遠隔地市町村、(3) 指定地方行政機関 2 連絡窓口 ⇒ 本部事務局（市長公室） 3 受入れ体制の確立 ⇒ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等 4 応援部隊活動拠点 ⇒ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、 和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、 生涯学習サポート館、消防本部	公民協働推進室 消防本部

第1 計画の方針

災害に際して、本市のみでは対応が不十分な場合には、災害対策基本法等の関係法令や和泉市災害時受援計画及び相互応援協定等に基づき、府、近隣・遠隔地市町村等に対して応援及び職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧の万全を期する。

第2 実施責任者

府、近隣・遠隔地市町村等への応援要請は、市長が行う。

第3 応援の要求等

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援部隊を要請するものである。なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費）等については、本市が負担し、応援部隊は本市の指揮の下に入る。

1 知事に対する応援の要求又は実施の要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して文書により応援の要求又は実施の要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

2 他市町村に対する応援の要求

災害対策基本法第67条に基づき他市町村長に対して文書により応援の要求を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

3 応援要請基準

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要求又は実施の要請を行う。

- (1) 応急措置を実施するため必要があると認めるとき。
- (2) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合

4 応援にあたっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

第4 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応できない場合は、府、他市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

1 府、他市町村又は指定地方行政機関に対する派遣要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に、災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。なお、その場合の手続きは、次の事項を記載し文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 職員派遣の斡旋要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、災害対策基本法施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

第5 緊急消防援助隊の派遣要請

市の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第6 応援受入れ体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市長は、府及び他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を本部事務局に定める。

2 受入れ体制の確立

市長は、府及び他市町村等からの応援を速やかに受入れ、また、動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入れ体制を確立する。

また、特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、和泉警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 応援部隊の活動拠点

市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部等の中から災害の状況に応じて設定する。

第7 災害相互応援協定

本市は、泉州地域災害時相互応援協定、大阪府下広域消防相互応援協定、大阪府南ブロック消防相互応援協定をはじめ、広域的な災害相互応援を協定している。

第8 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、府及び市町村等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

第9 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

資料編 2-1 相互応援協定等一覧